

平成26年6月25日

株 主 各 位

東京都中央区日本橋本町三丁目4番1号

鳥居薬品株式会社

代表取締役社長 高木 正一郎

## 第122回定時株主総会決議ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、本日開催の当社第122回定時株主総会において、下記のとおり報告および決議されましたので、ご通知申し上げます。

敬 具

記

**報 告 事 項** 第122期（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）事業報告  
および計算書類報告の件

本件は、上記の内容を報告いたしました。

### 決 議 事 項

**第1号議案** 剰余金の処分の件

本件は、原案どおり承認可決され、期末配当は、当社普通株式1株につき金20円と決定いたしました。

**第2号議案** 定款一部変更の件

本件は、原案どおり承認可決されました。  
定款変更の内容は、後記のとおりであります。

**第3号議案** 取締役1名選任の件

本件は、原案どおり、籠橋雄二氏が再選され、就任いたしました。

**第4号議案** 監査役1名選任の件

本件は、原案どおり、長 誠次氏が再選され、就任いたしました。

**第5号議案** 補欠監査役1名選任の件

本件は、原案どおり、松村卓治氏が選任されました。

以 上

# 定款変更内容

(下線は変更部分を示します。)

変 更 前	変 更 後
<p>(株主総会の招集) 第12条 定時株主総会は毎年6月に招集し、臨時株主総会は必要に応じ招集する。</p> <p>(定時株主総会の基準日) 第13条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年<u>3月31日</u>とする。 (新設)</p> <p>第29条～第34条 (条文省略) (事業年度) 第35条 当社の事業年度は、毎年<u>4月1日</u>から<u>翌年3月31日</u>までの1年とする。</p> <p>(剰余金の配当) 第36条 当社は、株主総会の決議によって、毎年<u>3月31日</u>を基準日として期末配当をすることができる。 ② 当社は、取締役会の決議によって、毎年<u>9月30日</u>を基準日として中間配当をすることができる。</p> <p>第37条 (条文省略) (新設)</p>	<p>(株主総会の招集) 第12条 定時株主総会は毎年3月に招集し、臨時株主総会は必要に応じ招集する。</p> <p>(定時株主総会の基準日) 第13条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年<u>12月31日</u>とする。 (補欠監査役の予選の効力) 第29条 <u>補欠監査役の予選の効力は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>第30条～第35条 (現行のとおり) (事業年度) 第36条 当社の事業年度は、毎年<u>1月1日</u>から<u>12月31日</u>までの1年とする。</p> <p>(剰余金の配当) 第37条 当社は、株主総会の決議によって、毎年<u>12月31日</u>を基準日として期末配当をすることができる。 ② 当社は、取締役会の決議によって、毎年<u>6月30日</u>を基準日として中間配当をすることができる。</p> <p>第38条 (現行のとおり) 附則 (第123期事業年度の期間) 第1条 <u>第36条の規定にかかわらず、第123期事業年度は、平成26年4月1日から平成26年12月31日までの9ヶ月間とする。</u></p> <p>(第123期事業年度の中間配当基準日) 第2条 <u>第37条第2項の規定にかかわらず、第123期事業年度の中間配当の基準日は、平成26年9月30日とする。</u></p> <p>(附則の有効期限) 第3条 <u>本附則は、平成26年12月31日まで有効であり、同日の経過をもって無効とし削除する。</u></p>

## 取締役・監査役の人事について

本定時株主総会終了後開催された取締役会および監査役会の結果、平成26年6月25日現在の取締役および監査役は次のとおりとなりました。

取締役会長	松尾紀彦
代表取締役社長	高木正一郎
代表取締役副社長	金谷宏
専務取締役	籠橋雄二
常務取締役	田村明彦
常務取締役	梅田高弘
取締役	假屋ゆう子
取締役	鳥養雅夫
常勤監査役	長誠次
常勤監査役	矢部昌平
監査役	會澤恒

(注) 取締役 鳥養雅夫氏は社外取締役であり、監査役 長誠次、會澤恒の2氏は社外監査役であります。

以上

## 期末配当金のお支払いについて

第1号議案承認可決に伴い、期末配当金が確定いたしましたので、同封の「期末配当金領収証」により、最寄りのゆうちょ銀行または郵便局の貯金口座窓口（お取り扱い期間：平成26年6月26日から平成26年7月31日まで）にてお受け取りください。

振込ご指定の方には、「配当金計算書」等を同封いたしましたのでご確認ください。

なお、「配当金計算書」は、租税特別措置法の規定に基づく「支払通知書」を兼ねております。「配当金計算書」は、株式数比例配分方式をご指定いただいている株主様を除き、確定申告を行う際、その添付資料としてご使用いただくことができます。確定申告をされる株主様は、大切に保管ください。

株式数比例配分方式をご指定いただいている株主様につきましては、税額の計算等は証券会社等にて行われますので、お取引の証券会社等にご確認ください。

以 上